

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>所沢市小手指南二丁目二一番二 ○地先から同市小手指南二丁目 二二番一地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>九・〇〇〃 九・八〇</p>	<p>八・二〇〃 九・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三六・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備事業に伴う 区域変更</p>		<p>備考</p>